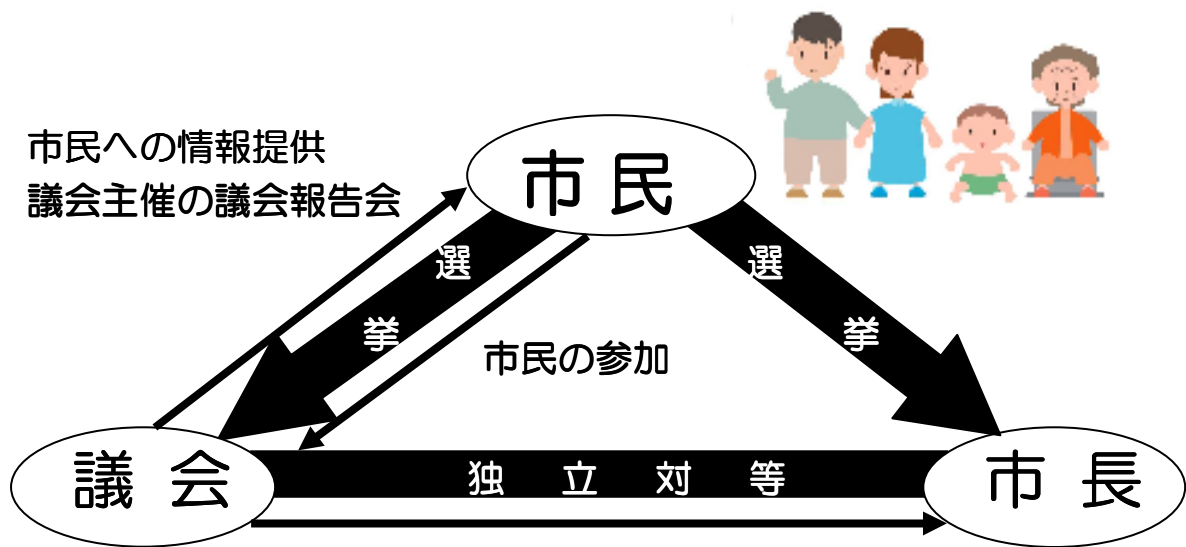


# 名古屋市議会基本条例が成立

## ～コンセプト～

- 市民が主人公であり、市民に開かれた議会を目指します。
- 議会と市長は、ともに市民から直接選挙された、独立対等な関係に立ち、行政の的確なチェックと市民の要望を反映した政策の実現を目指します。
- 「討議の場」である議会の審議の充実を目指します。



事務執行の監視・評価  
必要な審議日数を確保  
市民に論点・争点を明確化  
政策立案及び政策提言

# 議会基本条例のポイント(①～⑱は各条文をあらわします)

## 第1章 総則

- ① 市民の代表としての議会・議員の基本的事項の定め
- ② 議会の役割に事務執行の監視・評価、政策立案を明記
- ③ 議員は市民の代表である公職にある者として活動

## 第2章 市民と議会

- ④ 市民の意見を把握するため議会主催の議会報告会を開催
- ⑤ 議会情報の発信は議員で構成する編集委員会で編集
- ⑥ 市民が傍聴しやすい環境を整備

## 第3章 議会と市長

- ⑦ 議会は市長と独立対等の立場で、議事機関として意思決定
- ⑧ 議会は、可能な限り必要な資料提供等を求めうる

## 第4章 議会の運営

- ⑨ 議員平等原則にのっとり、民主的・円滑な運営
- ⑩ 活発な討議を行うため、必要な審議日数を確保
- ⑪ 委員会活動の活性化
- ⑫ 質疑等により市民に論点・争点を明確化
- ⑬ 会派は政策立案及び政策提言のために調査研究を行う
- ⑭ 政策立案機能と調査機能の強化
- ⑮ 図書室の充実

## 第5章 議員定数・議員報酬等

- ⑯ 定数等は地方自治法の趣旨を踏まえ条例で制定
- ⑰ 政務調査費については使途の透明性を確保

## これまでの経緯

「名古屋市議会基本条例制定研究会（以降、研究会<sup>※1</sup>）」は、より市民に開かれた議会とするとともに、現在行っている議会改革を更に進め、これからの地方分権時代にふさわしい今後の議会のあるべき姿を明らかにした「議会基本条例」の制定を目的として、市会議長を座長として設置されました。

市民・マスコミに完全公開のもと、議員だけでなく外部から学識経験者にも参加していただき、運営委員会<sup>※2</sup>の協力のもと、精力的に議論を重ねてまいりました。

研究会から示された座長案に対してテーマ別に3つの分科会<sup>※3</sup>を設け、より集中的な議論を行い、分科会からは座長案に対する報告が行われました。

座長案と分科会からの報告文に対して、市民の皆様からたくさんのご意見を頂戴し、この度2月定例会で名古屋市議会基本条例が成立いたしましたので、ここに市民の皆様にご報告いたします。

※1：議長、副議長の他、各会派から3名ずつの代表者（合計14名）、6名の学識経験者から構成

※2：各会派から1名ずつの代表で構成

※3：各分科会は議員8名で構成

平成21年12月3日

第1回目の研究会を開催しました



（3月18日まで、合計9回の研究会を開催しました）

12/3, 12/15, 1/5, 1/19, 2/2, 2/16, 3/1, 3/15, 3/18

平成22年3月 6日

それまでの議論をもとにした座長案・分科会案について市民の皆様からご意見をお聴きする会を開催しました



平成22年3月19日

2月定例会において全議員の賛成により可決されました

## 議会基本条例の前文

私たち名古屋市会は、選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である。

憲法は、地方自治体の制度として、それぞれ直接選挙で選ばれた議員からなる議会と市長とによる二元代表制をとっており、議会と市長とは、相互に独立対等な立場で、緊張関係を保ちながら、市政を運営していく仕組みとなっている。すなわち、議会は、市の方針等を決定し、市の仕事が適切に行われているかをチェックし、一方、市長は、行政の執行責任者として、市の施策を実施し、両者がそれぞれ適切に役割を果たすことで、よりよい市政を実現していくことが期待されている。

近年、地域のことは地域が決めるという住民による行政を実現する地方主権への転換が進められていく中、名古屋市政をより市民の視点に立ったものとしていくためには、市民に身近な存在であり、多様な意見を反映することができる議会のさらなる充実・強化が求められている。

そこで、私たち名古屋市会は、活動理念を明らかにし、本市の住民自治と民主主義を発展させ、市民生活の向上を図るため、自ら抜本的な議会改革に取り組み、市民の声を聴き、市民の視点から政策立案、政策提言できる議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

### お問い合わせ先

名古屋市議会基本条例制定研究会事務局(名古屋市会事務局調査課法制係)  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
電話:052-972-2095 FAX:052-972-4100  
電子メール: a2095@shikai.city.nagoya.lg.jp